

令和6年度 中央区一般会計5月補正予算計上額総括表

歳 入			
款	補正前の額	補正額	計
1 特 別 区 税	38,077,796 ^{千円}	△ 790,000 ^{千円}	37,287,796 ^{千円}
2 地 方 譲 与 税	391,000		391,000
3 利 子 割 交 付 金	115,000		115,000
4 配 当 割 交 付 金	690,000		690,000
5 株式等譲渡所得割交付金	716,000		716,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	10,308,000		10,308,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1		1
8 環 境 性 能 割 交 付 金	121,000		121,000
9 地 方 特 例 交 付 金	100,000	790,000	890,000
10 特 別 区 交 付 金	18,000,000		18,000,000
11 交通安全対策特別交付金	26,000		26,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	620,616		620,616
13 使 用 料 及 び 手 数 料	9,771,127		9,771,127
14 国 庫 支 出 金	25,258,927		25,258,927
15 都 支 出 金	11,092,469	1,156,786	12,249,255
16 財 産 収 入	1,271,723		1,271,723
17 寄 附 金	168,073		168,073
18 繰 入 金	12,090,294	56,514	12,146,808
19 繰 越 金	1,068,451		1,068,451
20 諸 収 入	3,635,427		3,635,427
合 計	133,521,904	1,213,300	134,735,204

歳 出			
款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	645,680 ^{千円}		645,680 ^{千円}
2 企 画 費	5,381,420		5,381,420
3 総 務 費	7,507,643	722,893	8,230,536
4 区 民 費	12,318,505		12,318,505
5 福 祉 保 健 費	45,128,735	490,407	45,619,142
6 環 境 土 木 費	10,736,619		10,736,619
7 都 市 整 備 費	28,534,734		28,534,734
8 教 育 費	15,233,707		15,233,707
9 公 債 費	1,363,470		1,363,470
10 諸 支 出 金	6,521,391		6,521,391
11 予 備 費	150,000		150,000
合 計	133,521,904	1,213,300	134,735,204

1 定額減税補足給付金（調整給付）

722,893千円

令和6年度税制改正により実施される定額減税の恩恵を十分に受けられない所得の区民に対し、減税しきれない額を給付金として支給する。

＊ 支給対象（次の1）、2）、3）のいずれにも該当する者）

- 1) 基準日（令和6年6月3日）において令和6年度特別区民税・都民税の所得割額が中央区から課税されていること
- 2) 令和6年6月3日時点で、納税義務者および控除対象配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く）に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額または令和6年度分特別区民税・都民税所得割額を上回ること
- 3) 納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下であること

＊ 支給額

所得税

定額減税可能額 3万円×（本人＋扶養親族数）	－	令和6年分推計所得税額（減税前） （令和5年分所得税額から推計）	=	所得税控除不足額（A） （減税しきれない分）
---------------------------	---	-------------------------------------	---	---------------------------

特別区民税・都民税

定額減税可能額 1万円×（本人＋扶養親族数）	－	令和6年度分特別区民税・都民税額	=	特別区民税・都民税控除不足額（B） （減税しきれない分）
---------------------------	---	------------------	---	---------------------------------

調整給付金

所得税控除不足額（A） （減税しきれない分）	＋	特別区民税・都民税控除不足額（B） （減税しきれない分）	=	調整給付支給額 1万円未満を切り上げて支給
---------------------------	---	---------------------------------	---	--------------------------

＊ 支給時期

令和6年9月上旬以降順次支給

2 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

490,407千円

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得の世帯に対する支援を目的として、重点支援給付金を支給する。また、対象の世帯の内、18歳以下の子どもがいる子育て世帯には給付金を加算して支給する（こども加算）。

＊ 支給対象（次の1）、2）のいずれにも該当する世帯）

- 1) 基準日（令和6年6月3日）において中央区に住所を有すること
- 2) 世帯全員が令和6年度住民税の「非課税者」または「均等割のみ課税者」であること（令和5年度住民税が同様の世帯は除く。）

※こども加算の対象は上記世帯の内、18歳以下の子どもがいる世帯

＊ 支給額

1世帯あたり10万円（こども加算は対象児童1人あたり5万円）

＊ 支給時期

令和6年8月中旬以降順次支給

歳 出（計） 1,213,300千円